

平成27年

第1回市議会臨時会 報告第4号

専決処分の報告について

市が訴えを提起した奨学金返還請求事件について、被告との和解を平成27年2月17日地方自治法第180条第1項の規定により専決したので、次のとおり報告する。

平成27年5月21日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

1 被告 住所 * * * * *

氏名 * * * * * (債務者)

2 和解額 302,400円 (※注)

3 支払方法

(1) 被告は、原告に対し、次のとおり分割して、毎月6日限り、原告方に持参又は送金して支払う。

ア 平成27年5月から平成29年10月まで10,000円ずつ

イ 平成29年11月に2,400円

(2) 被告が、前項の分割金の支払を2回以上怠り、かつ、その額が2万円に達したときは、当然に期限の利益を失い、被告は、原告に対し、302,400円から既払額を控除した残額を直ちに支払う。

4 和解の専決処分の日 平成27年2月17日

※注 市が債務者に貸与した奨学金504,000円の貸付残金302,400円のうち、返還期到来分の50,400円について、支払督促の申立をしたところ、返還期未到来分252,000円を含む貸付残金302,400円について、和解が成立したものである。